

2025年度 研究成果公開促進助成制度応募要領

1. 目的

本助成制度は、国内外への研究成果発信の促進および若手研究者の育成を図り、本学の研究水準向上を目的とし、論文投稿料・外国語校閲料等の研究成果公開に係る諸経費について補助を行うものです。

2. 申請資格者

教授、准教授、助教、専任講師、任期制教員、特別任期制教員、特別任用助教、契約助手、任期制実務家教員、国際協力常勤教員、研究特別任期制教員、博士研究員、大学院博士課程（前期・後期）在学者、教育技術主事、実験助手、文学部総合心理科学科実習助手、大学院研究員、研究科研究員、理系学部研究員（※）、文学部研究員（※） ※ただし、本学の研究員として論文を投稿・掲載する場合に限る。

3. 補助対象

研究誌等への投稿・掲載等に係る下記①②の経費を対象に、当該年度10万円を上限に補助します。

①論文の投稿料・審査料・掲載料

②論文投稿のための外国語校閲料（基準額等は「研究費経理マニュアル」に準ずる）

4. 補助要件

下記①～④の要件をすべて満たすもの。

①原則として、学会誌等の研究ジャーナルへ投稿する査読付き論文にかかる経費であること。

※論文の投稿料・審査料および外国語校閲料については、掲載の諾否を問いませんので、投稿時点での申請が可能です。

②論文オリジナリティチェックツール「turnitin」※を用い、研究倫理に抵触しないことを確認した論文であること。※本ツールの利用にはログイン用アカウントが必要です。アカウント取得を希望する場合は、事務局（kg.turnitin@kwansei.ac.jp）にお問い合わせください。

③投稿される論文に対して、「執筆料」等の名目で報酬・謝金等が執筆者に支払われないこと。

④申請する経費について、本制度以外の研究助成を受けていないこと。

5. 予算枠・補助額

予算枠：年間計600万円（各四半期150万円×4回）

補助額：1つの論文につき、実費10万円を上限に補助します。共著の場合はどなたか1人が代表で申請してください。筆頭著者でなくとも申請可能です。また同一人への補助額は、当該年度内で累計10万円を上限とします。

6. 申請方法

所定の締切日までに下記①～④の書類を提出してください。

① 研究成果公開促進助成制度申請書（所定様式）

② 補助申請経費の請求書または領収書（外貨払いの場合は円建てのクレジットカード利用明細書添付）および外国語校閲料の場合は納品書

※採択された場合の振込日は、各締切日の翌々月末となります。請求書の振込期限にご注意ください。

③ 査読付き論文であることが確認できるもの（学会の投稿規程や査読者のコメント等）。

④ 論文の投稿料・審査料または外国語校閲料の場合は、当該論文の投稿の事実を確認できるもの（メール、通知文書等）。論文の掲載料の場合は、当該論文の掲載の事実を確認できるもの（掲載料を求める通知文書、掲載された当該論文のコピー・抜刷・掲載雑誌等）。論文コピー等は後日の提出可。外国語校閲料の場合は納品物の一部（校正等を依頼した論文等のタイトル・著者等が分かる書類）を提出してください。

7. 応募期限

四半期ごと（第1期募集：6月17日締切、第2期募集：9月17日締切、
第3期募集：11月15日締切、第4期募集：2月17日締切）

8. 選考方法

四半期ごとに、研究支援センター会議にて、下記①②③の基準により予算枠の範囲内で選考・採択します。

選考の結果、不採択となった場合でも、次回募集時に再度申請することが可能です。また、同一募集期に複数件の申請をする場合には、採択希望順位を申請書に記載してもらいます。

＜選考基準＞

① 大学院博士課程（前期・後期）在学者および大学院研究員・研究科研究員を優先

② 当該年度内の補助額累計が少ない者を優先、③年齢の若い方を優先（生年月日で判断）

9. その他

申請に際して不明な点は、別紙Q&Aを参照、あるいは研究推進社会連携機構までお問い合わせください。